

後発医薬品のある先発医薬品の 選定療養について



選定療養とは

保険外診療を受ける場合でも、保険診療との併用が認められる医療サービスの一種。保険の枠を超える部分についての差額は自己負担とし、保険が適用される療養にかかる費用は保険診療に準じた保険給付が行われます。また、選定療養費分の自己負担相当額には、医療給付でないため消費税（10%）が加算されます。

選定療養の具体例

- ・入院時に個室の部屋を希望した際の差額のベッド代
- ・紹介状の持参をせずに大病院へ受診をする場合

対象となる先発医薬品

後発医薬品の上市後5年以上経過した長期収載品または後発医薬品の置換率が50%以上となった医薬品が対象とされています。具体的なものは厚生労働省のホームページ「対象医薬品リスト」に掲載されています。（<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001435103.pdf>：右下に記載のQRコード）

令和7年3月14日更新

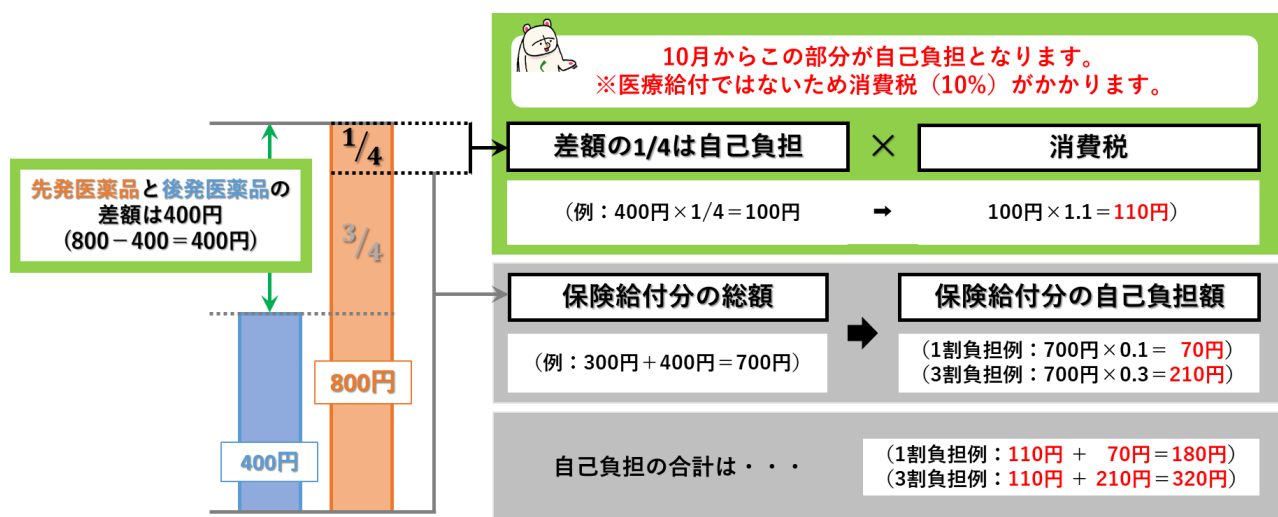
- <対象外>
- ・医療上の必要性により医師が先発医薬品を指定した場合
 - ・流通の停滞などにより後発医薬品を調剤できない場合



自己負担のイメージ



増える自己負担額は、対象となる**先発医薬品**と市場にある**最高薬価の後発医薬品**を比較して計算します。下記の例は、処方箋内の**先発医薬品の合計価格が800円**、**これに対応する後発医薬品が400円**の場合です。（※実際には薬剤料への換算を行うため正確な計算結果ではありませんが、おおよその差額は下記ようになります。）



上の金額を例にすると、これまでとの差額は・・・

～1割負担の方～

これまでの場合： 80円

選定療養の場合： 180円

差額 100円

～3割負担の方～

これまでの場合： 240円

選定療養の場合： 320円

差額 80円



サノ・ファーマシーグループ